

○法務省
厚生労働省 告示第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令
厚生労働省

第三号）第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年法務省
厚生労働省 告示第七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十日

法務大臣 平口 洋

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
1	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。	1	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。
2	規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。	2	規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。
名称	所在地	名称	所在地
(略)		(略)	
株式会社事業創造 コンサルティング	神奈川県藤沢市鵜沼桜が岡四丁目11番 9号	株式会社事業創造 コンサルティング	新潟県新潟市中央区米山三丁目1番46 号
(削除)		株式会社アプエ ンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番 3号西武新宿駅前ビル8階
(略)		(略)	
一般社団法人日 本研修機構	福岡市中央区六本松四丁目9番10 号	(新設)	
一般社団法人日 本事業推進セン ター	滋賀県長浜市神照町118番地	(新設)	
(略)		(略)	
一般社団法人日 本研修機構	福岡市中央区六本松四丁目9番10 号	(新設)	
一般社団法人日 本事業推進セン ター	滋賀県長浜市神照町118番地	(新設)	
(略)		(略)	
(削除)		株式会社アプエ ンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番 3号西武新宿駅前ビル8階
(略)		(略)	
一般社団法人日 本研修機構	福岡市中央区六本松四丁目9番10 号	(新設)	

一般社団法人
日本
事業推進セン
ター

滋賀県長浜市神照町
118番地

(新設)